

岩手県監査委員告示第9号

監査結果の公表（平成25年岩手県監査委員告示第35号）により公表した監査の結果に対する措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により岩手県知事から通知があったので、同項の規定により、次のとおり公表する。

平成26年3月4日

岩手県監査委員 柳 村 岩 見
岩手県監査委員 高 橋 昌 造
岩手県監査委員 伊 藤 孝次郎
岩手県監査委員 工 藤 洋 子

1(1) 監査対象機関名 農林水産部農業振興課

(2) 監査実施日

ア 予備監査実施日 平成25年4月18日

イ 本監査実施日 平成25年6月11日

(3) 監査結果の公表の日 平成25年8月6日

(4) 留意改善を要する事項及び措置内容

留意改善を要する事項	措置内容
委託業務の執行に当たり、変更事由発生後適切な手続を執ることなく、相当期間経過してから変更契約を締結していたものがあったので、適正な事務の執行に努められたい。	委託事業について、変更事案等の有無を随時確認し、変更等が生じた際の受託者への指示を徹底するとともに、研修において、事務手続を再確認することにより、適正な事務執行に努める。

2(1) 監査対象機関名 農林水産部農産園芸課

(2) 監査実施日

ア 予備監査実施日 平成25年4月24日

イ 本監査実施日 平成25年6月12日

(3) 監査結果の公表の日 平成25年8月6日

(4) 留意改善を要する事項及び措置内容

留意改善を要する事項	措置内容
委託業務の執行に当たり、予定価格の積算を誤っていたものが4件あったので、適正な事務の執行に努められたい。	委託事業の事務手続について、課内の関係職員に周知し、再確認を行うことにより、適正な事務執行に努める。

3(1) 監査対象機関名 県南広域振興局農政部花巻農林振興センター

(2) 監査実施日

ア 予備監査実施日 平成25年5月14日

イ 本監査実施日 平成25年6月18日

(3) 監査結果の公表の日 平成25年8月6日

(4) 留意改善を要する事項及び措置内容

留意改善を要する事項	措置内容
委託業務の執行に当たり、契約内容が不明確なものがあったので、適正な事務の執行に努められたい。	今後、委託契約において、契約内容に係る受託者と調整を行い、適正な事務に努める。
岩手県畜産振興総合対策推進指導等事業費補助金の交付に当たり、交付申請書受理後相当期間経過してから交付決	補助金の交付については、所属内において、定期的な事務の進捗状況を確認し、再発防止に努める。

定しているものが1件、448,000円あったので、適正な事務の執行に努められたい。